

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(土砂災害:ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当地区には、東側と西側にそれぞれ国道(206号線、202号線)が海沿いを走っており、多くの箇所では山や丘陵地が国道沿いまで迫っており、山・丘陵地には「地すべり危険箇所」や「がけ崩れ警戒区域」などの危険箇所が多く広範囲に存在している。特に西側(国道202号沿線)の三重・外海地区に多くの危険箇所が集まっており、地滑りやがけ崩れ等、土砂災害が生じる恐れがある。商工業者も該当エリア内に多く立地している。

(地震:J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、当地区において震度6以上の地震が今後30年間で0.1~0.8%以上の確率で発生するとされている。

(その他)

当地区では、6月と7月の2カ月間の降水量が年間の降水量の1/3に相当し、特に梅雨末期に大雨が集中する。昭和57年7月の長崎大水害では甚大な被害(人的被害、建物被害)が発生した。また、台風による風水害も多く、これまでも数々の被害に見舞われており、特に平成3年の台風19号においては、広い範囲に多大な被害を及ぼした。(家屋・構築物の破損等)

(2) 商工業者の状況(令和2年4月1日現在)

- ・商工業者等数 882人
- ・小規模事業者数 760人

【内訳】

	業種	商工業者等数	小規模事業者数	備考
商工業者	建設業	191	165	地区内に広く分散している
	製造業	106	91	特に南西部(三重地区)に多い
	卸・小売業	225	194	地区内に広く分散している
	宿泊・飲食業	75	64	地区内に広く分散している
	その他	285	246	地区内に広く分散している

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・長崎県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品(スコップ、懐中電灯、非常食等)を備蓄

## II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。

## III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、BCP策定のためのセミナーを年1回開催し、現在のBCP策定率1%を年1%ずつ向上させていく。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

## ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県へ報告する。

### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

#### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

#### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

##### < 1. 事前の対策 >

##### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等)について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

##### 2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は商工会事業継続計画に相当する「令和2年度長崎市北部商工会危機管理マニュアル」を作成している。

##### 3) 関係団体等との連携

- ・長崎県火災共済協同組合に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

#### 4)フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認を行う。
- ・(仮称)長崎市北部地区事業継続力強化支援協議会(構成員:当会、当市)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

#### 5)当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(マグニチュード7以上の地震)が発生したと仮定し、当会と当市との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

### <2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### 1)応急対策の実施可否の確認

発災後6時間以内に職員の安否報告を行う。(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況)等を当会と当市で共有する。)

#### 2)応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する、等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。  
(例:被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

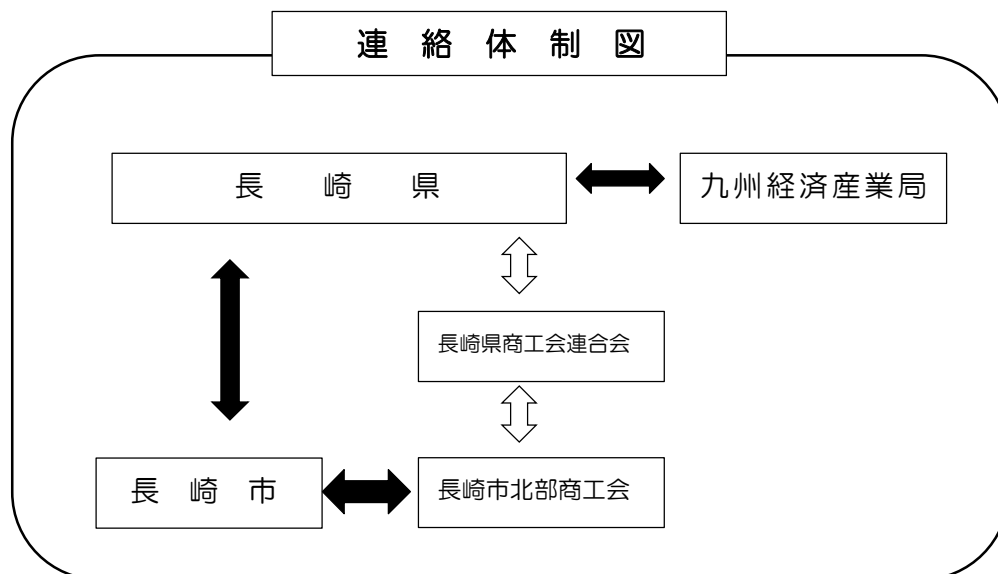
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

本計画により、当会、当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回連絡する
2週間～1ヶ月	1日に1回連絡する
1ヶ月以降	2日に1回連絡する

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、当市の指示に従って被災地域での活動を行うことについて事前に決める。
- ・当会、当市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会、当市が共有した情報を、長崎県が指定する方法(「長崎県における中小企業関係被害状況報告について(通知)」令和元年8月28日産政第79号)にて、当市から長崎県へ報告する。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する。(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を行う。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国、県、市の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

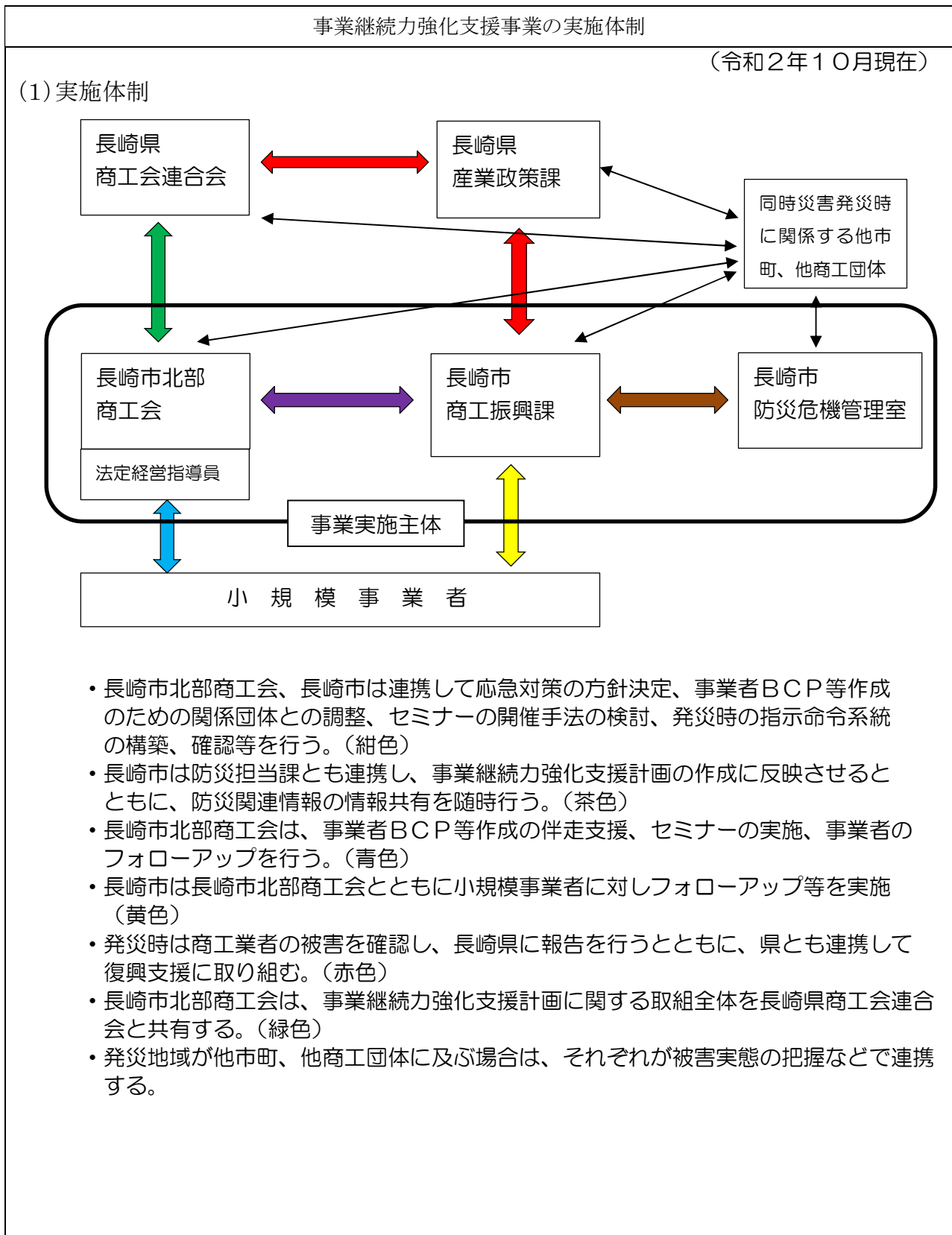
- ・長崎県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を長崎県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

長崎市北部商工会 椿山 洋平(連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会、関係市町連絡先

①長崎市北部商工会

〒851-2204 長崎市三重町958

TEL: 095-850-0050 / FAX:095-850-0050

E-mail:n-hokubu-shoko@shokokai-nagasaki.or.jp

②長崎市

長崎市役所 商工振興課

〒850-8685 長崎市桜町4-1

TEL:095-829-1150 / FAX:095-829-1151

E-mail:shoko@city.nagasaki.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	600	600	600	600	600
・専門家派遣費	200	200	200	200	200
・協議会運営費	150	150	150	150	150
・セミナー開催費	150	150	150	150	150
・パンフ、チラシ作製費	100	100	100	100	100

(備考)必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、長崎県補助金 等

(備考)調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
※該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等